

## ファインクラブ高野口参加会員 規程

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは、ファインクラブ高野口(以下「本クラブ」という。)と称し、事務所を和歌山県橋本市高野口町応其332番地の2に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、地域と密着した総合型クラブの活動を通して、青少年の健全育成、地域住民の健康増進と地域コミュニティの構築を促進し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年間を通じたスポーツ・文化教室等の実施
- (2) 会員相互の親睦を図るための行事の開催
- (3) 地域住民の健康・体力の増進を目指す体力テスト、健康診断、講演会等の行事の開催
- (4) 住民のスポーツ・文化活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の実施

(入会資格)

第4条 本クラブの参加会員(以下「会員」という。)となるために、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同すること
- (2) 医師から運動制限、又は禁止の診断を受けていない者であること
- (3) 本クラブの諸規定を遵守すること

(除名)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名することができる。

- (1) 会員が本クラブの規約第5条の要件を満たさないとき
- (2) 会員が本クラブの名誉を毀損したとき
- (3) 本クラブに対する諸支払いを滞納したとき

(入会及び会費の納入)

第6条 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の手続きにより申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。

2 入会申し込みの時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届けなければならない。

3 会費の納入は、入会時に納入するものを除き、毎月20日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に口座振り替えにて行う。

(退会)

第7条 本クラブを退会しようとする者は、退会する月10日の前の受付業務日までに、所定の手続きをしなければならない。10日を過ぎた場合は、翌月の会費は納入するものとする。

2 前月にさかのぼっての退会は認めない。

(会費)

第8条 会費は次のものをいう。

(1) 入会金①4,000円(ファミリー会員)②2,000円(個人会員)

(2) 月会費①5,000円(ファミリー会員)②3,000円(個人会員子ども・大人)

(会費の返納)

第9条 一度、入会した会費は、原則として返還しない。

(事故の責任)

第10条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導員等の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害等の事故がおきても、本クラブ並びに実技指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとする。

(傷害保険への加入)

第11条 会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の事故等については、スポーツ安全保険の対象範囲のみで対応するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行する。

この規程は、平成29年6月14日 改訂(平成29年10月1日施行)